

## 医療法人杉の子会 マリオス小林内科クリニック

### (指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所)運営規定

#### (事業の目的)

第1条 医療法人杉の子会が開設するマリオス小林内科クリニックが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士等その他の従業者(以下「理学療法士等」という。)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 診療所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業を行う診療所の名称は及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 マリオス小林内科クリニック
- 二 所在地 盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 11 階

#### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 診療所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 理事長 1 名

管理者は診療所の従業者の管理及び指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 理学療法士等 常勤または非常勤 1 名以上

理学療法士等は事業所の医師と協働し訪問リハビリテーション実施計画書及び訪問リハビリテ

ション報告書を作成し、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

三 事務員等 常勤または非常勤 1 名以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 診療所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

二 営業時間 平日は午前 8 時から午後 6 時まで、土曜日は午前 8 時から午後 2 時まで、とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容は次のとおりとする。

一 症状・障害の評価

二 心身機能訓練

三 日常生活動作訓練

四 物理療法

五 義肢・装具療法

六 療養生活に係わる指導

七 介護方法の指導

八 医療機器の確認

九 福祉用具利用や改修などの住環境整備

十 その他医師の指示による医療行為

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、又は 2 割、又は 3 割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施範囲を超えて行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、500 円を徴収する。

3 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、盛岡市、滝沢市、雫石町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市の区域とする。

(緊急時等における対処方法)

第9条 理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時救急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 診療所は、理学療法士等の質的向上を図るための研修及び学術集会参加の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 1ヶ月以内の研修

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人杉の子会と診療所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

~~この規定は、平成20年4月1日から施行する。~~

~~平成20年3月25日に変更。~~

~~この規定は、平成28年5月25日から施行する。~~

~~平成28年5月24日に変更。~~

~~この規則は平成29年11月1日から施行する。~~

~~平成29年10月30日に変更。~~

~~この規則は令和2年1月6日から施行する~~

~~令和2年1月4日に変更。~~

この規則は令和4年9月1日より施行する。

令和4年8月15日に変更。